令和２年度野菜関係事業の
主要改正事項について

令和２年度野菜関係事業の主要改正事項

区　分	主要改正事項
１　指定野菜事業	１　資金造成の負担軽減割合（負担率）の見直し（12 種別）（令和 2 年 8 月申込から適用） （例）冬レタス 70%→100%、夏秋キャベツ 50%→70%、冬春トマト 50%→60% ２　供給計画数量と出荷数量の乖離度の認定基準の見直し（計画出荷の促進）（令和 2 年 8 月申込から適用） ・業務区分ごとに比較→対象事業及び対象出荷期間ごとにそれぞれを合算して比較 ・認定区分と交付率の見直し（一般指定野菜と重要・調整野菜の認定区分を統合） ・特別補給交付金の判定基準の緩和（乖離度 6%未満→10%未満） ３　新たな業務対象年間の設定（令和 2 年度～4 年度の 3 年間） ４　令和 2 年 2 月申込期限（令和 2 年 4 月 10 日） ※特定野菜事業、契約指定野菜事業も指定野菜事業に準じて対応
２　卸売市場法改正に伴う指定野菜事業等の対象市場群の見直し	１　対象市場の見直し（令和 2 年 6 月 21 日施行） ・「中央卸売市場」、「地方卸売市場」、「野菜販売施設」→「中央卸売市場」、「地方卸売市場」、「野菜取扱市場等」 ・ 機構の指定要件から卸売市場整備計画に即すること等の要件を削除、野菜取扱市場等における取引方法策定を追加など ・　中央卸売市場・地方卸売市場の認定状況、野菜取扱市場等の現況の確認（国→都道府県→機構） ※　特定野菜事業、契約指定野菜事業も指定野菜事業に準じて対応
３　野菜緊急需給調整事業	１　加工用販売・市場隔離の発動基準の緩和（過去平均販売価格の 70%以下→80%以下） ２　価格下落時対策の運用見直し 有効利用用途として「フードバンク等の社会福祉施設への提供」を追加 市場隔離の手法として「一時的な保管」を追加するとともに、交付額に取組に係る経費を追加（保管経費、ダンボール等資材費、予冷経費、運搬費、作業賃金、品質劣化による処分経費など）

区　分	主要改正事項
４　ベジ探のリニューアルと指定野菜生育・出荷情報の充実・強化	１　令和２年度に HP 改修とコンテンツ充実によりベジ探のリニューアルを実施。この中で、指定野菜の生育・出荷情報の充実・強化と品目別レポートの発行を計画。 ２　指定野菜主産地の生育・出荷情報は、野菜の価格動向の把握や緊急需給調整事業の発動検討等の上で重要な情報であり、都道府県法人、生産出荷団体、都道府県等の協力を得て、指定野菜 14 品目出荷量上位 10 道府県の産地をカバーすることを目標に調査の充実・強化を推進（地域の実情に応じ調査の一部を登録出荷団体等に再委託又は機構が直接委託、品目に応じ調査回数を年４回未満に効率化、調査結果を電子メールで報告できるよう措置）
５　契約野菜収入モデル事業	１　出荷調整タイプの新設（計画数量確保のための余剰作付分を価格低落時に出荷調整した場合に収入の一部を補填） 出荷調整タイプ（新設）、②出荷促進タイプ、③数量確保タイプ ２　第 2 回公募（対象出荷期間令和 2 年 11 月～翌年 3 月）：令和 2 年 7 月 22 日～8 月 26 日に実施予定
６　端境期等対象産地育成強化推進事業 （令和 2 年度新規事業）	１　目的　国産で需要に応えきれていない端境期の国産野菜の生産拡大 ２　対象品目（※下線は 15 事業に追加された品目） 加工・業務用：たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、セルリー、トマト、キャベツ（10～11 月、3～5 月出荷）、レタス（9～3 月出荷）、だいこん（4～6 月、10～11 月出荷）、かぼちゃ（11～6 月出荷） 生食用：トマト（9～10 月出荷）、かぼちゃ（11～6 月出荷） ３　取組内容　①生産・流通体系の構築・出荷期間の拡大（事業ほ場設定、一定期間の事前契約締結、新規作型導入、生産・流通コスト削減、トレサ活用、出荷量安定）、②作柄安定技術の導入のための取組（土層改良・排水対策、病害虫防除・連作障害回避対策、地温安定・保水・風害対策、土壌改良資材施用等） ４　成果目標（事業期間 3 年間） ・全体出荷量の 20%以上を対象出荷期間（端境期）に出荷 ・対象出荷期間（端境期）の出荷量が現状より 10%以上増加

令和２年度野菜関係事業の主要改正事項について

令和２年４月
野菜業務部
野菜振興部

Ⅰ　指定野菜価格安定対策事業

１　負担軽減割合（負担率）の見直し（令和２年８月 31 日申込から適用）

・　指定野菜の生産者に対する経営安定の支援の強化の一つとして、登録出荷団体等及び道府県の資金造成に係る負担額を軽減するため平成 23 年度８月申込みから負担軽減措置が導入されているところですが、負担軽減後に資金造成計画額を超える交付金の交付（追加造成が頻繁に発生）の実態等を鑑み、下表のとおり負担軽減の割合の見直しを行い、令和２年８月 31 日申込み分の業務区分より適用します。

・　これにより、年度途中での追加造成の発生頻度は減りますが、生産者は負担金、道府県（道府県法人）は納付金の納付額が増える可能性があることも考慮し、交付予約申込（道府県にあっては予算措置を考慮した予約希望数量の取りまとめ）を行うように願います。

○ 負担率が見直しされる種別一覧（抜粋）

野菜種別	現行の負担率（%）	見直し後の負担率（%）
冬レタス	70%	100%
冬春ピーマン	50%	90%
ばれいしょ	50%	80%
夏秋なす	50%	80%
春夏にんじん	50%	80%
夏秋レタス	70%	90%
夏秋キャベツ	50%	70%
冬春トマト	50%	60%
夏ねぎ	50%	70%
夏秋ピーマン	50%	80%
秋冬はくさい	70%	90%
春だいこん	50%	80%

（注）上記以外は変更ありません。

例：冬レタスの負担率７０％→１００％、造成額が１００万円の場合

２　計画出荷の促進（認定基準の見直し）（令和２年８月 31 日申込から適用）

（１）乖離の度合いの認定基準の見直し

・　出荷数量と供給計画数量との乖離の度合いに応じた認定区分については、これまで業務区分（対象野菜、対象出荷期間、対象市場群）ごとに、供給計画数量及び出荷数量の比較により行っていましたが、計画出荷の促進を図るため、交付予約を行っている対象野菜及び対象出荷期間ごとに供給計画数量と出荷数量のそれぞれの合計を比較した結果を基準に認定します。

・　乖離度 20％以上の認定Ａ以外の区分は交付率が下がる一方で、対象野菜及び対象出荷期間ごとの合計を比較した認定に変わるため、より精度の高い供給計画の作成・変更及び計画的な出荷に取り組むことで、認定Ａ（乖離度 20%未満）となるように努めて下さい。特に指定野菜の供給計画について、国の需給ガイドラインや市場への入荷量見直し等を基礎に精度の高い当初計画を作成するとともに、実際の当該指定野菜の需要、出荷、作柄等の状況により出荷期間開始前に実態を反映した供給計画に変更することにより、より精度の高い供給計画の作成・変更に努めて下さい。

（乖離度認定基準の見直しのイメージ（冬レタス）

現行制度においては、業務区分ごとに供給計画数量と出荷数量を比較して、乖離度の度合いを認定しています。

制度改正後は、対象野菜及び対象出荷期間ごとに、供給計画数量と出荷数量のそれぞれの合計を比較した結果、乖離の度合いを認定し、これを業務区分ごとに反映します。

新たな乖離度認定の例（冬レタス（結球））

業務区分			現行制度				
対象野菜	対象市場群（ブロック）	対象出荷期間	供給計画数量（A）	予約数量（B）	出荷数量（C）	乖離度（C-A）/A	認定
冬レタス（結球）	北海道	1.1～2.28	1,290	700	750	-42%	D
冬レタス（結球）	東北	1.1～2.28					
冬レタス（結球）	関東	1.1～2.28	780	500	820	5%	A
冬レタス	北陸	1.1～2.28					
冬レタス（結球）	東海	1.1～2.28	330	150	200	-39%	C
冬レタス（結球）	近畿	1.1～2.28	840	300	970	15%	A
冬レタス（結球）	中国	1.1～2.28					
冬レタス	四国	1.1～2.28	40	40	50	25%	B
冬レタス（結球）	九州	1.1～2.28	120	50	100	-17%	A
冬レタス（結球）	沖縄	1.1～2.28					
合計							

制度改正				
供給計画数量（A）	予約数量（B）	出荷数量（C）	乖離度（C-A）/A	認定
1,290	700	750	-42%	A
780	500	820	5%	A
330	150	200	-39%	A
840	300	970	15%	A
40	40	50	25%	A
120	50	100	-17%	A
3,400	1,740	2,890	-15%	

（注）別表に定める北陸及び四国ブロックの冬レタスは、冬レタス（結球）として、合算する。

新たな乖離度認定の例（冬レタス（非結球））

業務区分			現行制度					制度改正				
対象野菜	対象市場群（ブロック）	対象出荷期間	供給計画数量（A）	予約数量（B）	出荷数量（C）	乖離度（C-A）/A	認定	供給計画数量（A）	予約数量（B）	出荷数量（C）	乖離度（C-A）/A	認定
冬レタス（非結球）	北海道	1.1～2.28										
〃	東北	1.1～2.28										
〃	関東	1.1～2.28	70	60	40	-43%	D	70	60	40	-43%	A○
	北陸	1.1～2.28										
冬レタス（非結球）	東海	1.1～2.28	110	100	65	-41%	D	110	100	65	-41%	A○
〃	近畿	1.1～2.28										
〃	中国	1.1～2.28	65	50	50	-23%	B	65	50	50	-23%	A○
	四国	1.1～2.28										
冬レタス（非結球）	九州	1.1～2.28	150	150	205	37%	C	150	150	205	37%	A○
〃	沖縄	1.1～2.28										
合計								395	360	360	-9%	

※○は、特別補給交付金に認定の範囲内（Ⅰの４の（３）により 10%未満に令和２年８月 31 日申込から適用予定）

（参考）実施細則別表に定める注意書きを踏まえた対象野菜の名称と合算単位の集計例

春・夏秋・冬レタス（結球）の合算単位

レタス（結球）	北海道
	東北
	関東
	東海
	近畿
	中国
	九州
	沖縄

レタス	北陸
	四国

春ねぎの合算単位

春ねぎ	北海道
	北陸
	四国
	沖縄

春ねぎ（こねぎを除く）	東北
	関東
	東海

春ねぎ（白）の合算単位

春ねぎ（白ねぎ（こねぎを除く））	近畿

春ねぎ（白ねぎ）	中国
	九州

春ねぎ（青）の合算単位

春ねぎ（青ねぎ（こねぎを除く））	近畿

春ねぎ（青ねぎ）	中国
	九州

夏ねぎの合算単位

夏ねぎ	北海道
	北陸
	四国
	九州
	沖縄

夏ねぎ（こねぎを除く）	東北
	関東
	東海

夏ねぎ（白）の合算単位

夏ねぎ（白ねぎ（こねぎを除く））	近畿

夏ねぎ（白ねぎ）	中国

夏ねぎ（青）の合算単位

夏ねぎ（青ねぎ（こねぎを除く））	近畿

夏ねぎ（青ねぎ）	中国

秋冬ねぎの合算単位

秋冬ねぎ	北海道
	北陸
	四国
	沖縄

秋冬ねぎ（こねぎを除く）	東北
	関東
	東海

秋冬ねぎ（白）の合算単位

秋冬ねぎ（白ねぎ（こねぎを除く））	近畿

秋冬ねぎ（白ねぎ）	中国
	九州

秋冬ねぎ（青）の合算単位

秋冬ねぎ（青ねぎ（こねぎを除く））	近畿

秋冬ねぎ（青ねぎ）	中国
	九州

（２）一般補給交付金の乖離の度合い及び交付率の見直し

・供給計画数量と出荷数量の差の程度（乖離の度合い）による認定区分に応じて、一般補給交付金の金額に認定区分ごとの交付率を乗じた額を交付していますが、計画出荷の促進のため、以下のとおり認定区分及び交付率の見直しを行います。

・具体的には、重要・調整野菜と一般指定野菜の認定区分が統合され、乖離度２０％未満の認定区分Ａの交付率は１０／１０で変更がありませんが、乖離度２０％以上の認定区分Ｂ～Ｆの交付率が低下 します（例えば認定区分Ｂ２０～３０％の交付率９／１０→８／１０）。このため、より精度の高い供給計画の作成・変更及び計画出荷に取り組み、認定区分Ａ（乖離度２０％未満）となるよう努めて下さい。

【改正後】

乖離度認定の見直し改正案

（一般補給金の交付率）　重要・調整野菜・一般指定野菜

乖離の度合い	認定区分	一般補給金の交付率
20%未満	A	10/10
20%～30%	B	8/10
30%～40%	C	7/10
40%～50%	D	6/10
50%～60%	E	5/10
60%以上	F	4/10

【現行制度】

（一般補給金の交付率）　重要・調整野菜

乖離の度合い	認定区分	一般補給金の交付率
20%未満	A	10/10
20%～30%	B	9/10
30%～40%	C	8/10
40%～50%	D	7/10
50%～60%	E	6/10
60%以上	F	5/10

（一般補給金の交付率）　一般指定野菜

乖離の度合い	認定区分	一般補給金の交付率
20%未満	a	20/20
20%～40%	b	19/20
40%～60%	c	18/20
60%～80%	d	17/20
80%～100%	e	16/20
100%以上	f	15/20

（３） 特別補給交付金の判定基準の見直し

・　産地区分に応じて一般補給交付金に加算する特別補給交付金の交付（加算額一般補給交付金の９分の１（産地区分Ⅰ）、８分の１（Ⅱ）、７分の１（Ⅲ））については、乖離の度合いが、対象出荷期間全体で６％未満であり、かつ、月別で 20%未満の月が３分の２以上を占めていると認定されたものが対象でした。

・　この判定基準を対象出荷期間全体で乖離度６％未満のところを 10%未満に緩和するとともに、２の（１）乖離の度合いの認定基準の見直しに伴い、対象野菜及び対象出荷期間ごとに、供給計画数量と出荷数量のそれぞれの合計を比較した結果により認定します。

・　特別補給交付金の判定基準が乖離度 6%未満から 10%未満に緩和されることを踏まえ、より精度の高い供給計画の作成・変更及び計画出荷に取り組み、特別補給交付金を受領できるよう努めてください。

（特別補給交付金の判定のイメージ）

登録出荷団体等名：〇〇県本部
対象野菜：夏秋トマト（ミニトマト）
期間：〇年07月01日～〇年09月30日

対象市場群	予約数量（t）	7月			8月			9月			計			認定
		計画数量（t）A	出荷実績（t）B	対比（%）B/A	計画数量（t）C	出荷実績（t）D	対比（%）D/C	計画数量（t）E	出荷実績（t）F	対比（%）F/E	計画数量（t）M	出荷実績（t）N	対比（%）N/M	
近畿	35	22	23	103	4	3	82	2	3	153	28	29	104	A〇
中国	6	3	2	72	2	1	39	1	1	77	6	4	62	A〇
四国	23	11	10	92	4	4	96	5	5	106	20	19	96	A〇
計	64	36	35	97	10	8	79	8	9	114	54	52	96	

注 1．対比はkg当たりで計算し小数第一位を四捨五入しているので、同じ数値で認定区分が異なる場合がある。

特別補給交付金の判定（①及び②を満たす場合）
① 計の欄が、対象出荷期間全体で 10%未満の乖離（例の場合は、４%）
② 月別で 20%未満の月が３分の２以上を占めている（例の場合は 7 月〇、8 月×、9 月〇であるため、３分の２をクリア）

３　新たな業務対象年間の設定

令和元年度から令和３年度までの３年間で設定している業務対象年間については、交付予約数量の適正化等に対応するため短縮し、新たに令和２年度から令和４年度までの３年間の業務対象年間が設定されます。

４　令和２年２月 20 日を申込期限とする交付予約申込みの取扱い

令和２年２月 20 日を申込期限とする業務区分の交付予約申込みについては、令和２年４月 10 日が申込期限となります。

Ⅱ.卸売市場法の改正に伴う指定野菜の対象市場の見直し

１　卸売市場法の主な改正内容（令和２年６月 21 日施行）

①　卸売市場整備計画、開設区域の廃止

②　中央/地方卸売市場の開設が、認可/許可制から認定制へ変更

③　商物一致の原則、第三者販売の禁止等の一部規制の廃止

２　野菜価格安定制度における対応

今回の法改正により中長期的には卸売市場のあり方が大きく変化する可能性がありますが、今回は、野菜価格安定制度の運用上、最低限必要な要領等の改正により対応しました。

（１）「指定野菜価格安定対策事業の推進について（平成 15 年９月 29 日付け 15 生産第 4158 号農林水産省生産局長通知）」の改正前の第２規定にある対象市場群の条件から、ア.卸売市場整備計画に即すること、エ.開設場所周辺への野菜供給を行っていること、を削除する（①への対応）。オ.当該都道府県が積極的であること、を削除する（②への対応）。

（２）現行の対象市場群に指定されている中央卸売市場又は地方卸売市場が卸売市場法の改正施行後も卸売市場として認定される場合、引き続き対象市場群に指定されたものとみなし、新たな手続きは不要とします。（②への対応）

（３）現行の対象市場群に指定されている中央卸売市場又は地方卸売市場のうち、卸売市場法の改正施行後に 認定を受けない市場や認定を取り消された市場は、野菜価格安定制度に必要な条件を確認するため原則として対象市場群への指定を取り消します。（②への対応）

ただし、当該卸売市場が、改正前の規定のイ.ウ.の条件のうち、野菜価格安定制度の運用に必要とされる公正な価格形成機能の確保等の条件が満たされる場合は、“野菜取扱市場等”として対象市場群へ再指定ができるよう移行期間を設けて審査できる扱いとします。

なお、現行の対象市場群に指定されている“野菜の販売施設”も同様の扱いとします。

３　移行期間（令和２年７月末）までに行う手続きの流れ（別添参照）

（１）中央卸売市場

①機構は、国に対して中央卸売市場の認定状況を照会し、②国は機構に対して認定状況を回答。

③－１認定を受けている中央卸売市場→自動的に継続(手続終了)。

③－２認定を受けていない卸売市場→原則、対象市場群から除外。

その場合、機構は対応予定を確認し、該当卸売市場が、

→④－１野菜取扱市場等として指定申請→審査○→再指定。

（２）地方卸売市場

①機構から国に対して地方卸売市場の認定状況を照会。

②国（地方農政局経由）は都道府県の野菜価格安定制度所管課に対して、対象市場群となっている地方卸売市場の認定状況を照会。

③④都道府県→国→機構の順で認定状況を報告。

⑤－１認定を受けている地方卸売市場→自動的に継続(手続終了)。

⑤－２認定を受けていない卸売市場→原則、対象市場群から除外。

その場合、機構が対応予定を確認し、該当卸売市場が、

→⑥－１野菜取扱市場等として指定申請→審査○→再指定。

（３）野菜の販売施設(全農青果センター)

①野菜取扱市場等として指定申請→審査○→再指定。

４　令和２年度以降、毎年度末頃に対象市場群について行う確認内容

（１）中央卸売市場

国は、中央卸売市場の認定状況を確認し、機構に連絡。

→機構は連絡を受けた認定状況に基づき対象市場群の指定を見直し。

(除外される場合、野菜取扱市場等としての申請如何を確認)

（２）地方卸売市場

国(地方農政局生産部経由)は､都道府県の野菜価格安定制度所管課に対し、地方卸売市場の認定状況を確認し、機構に連絡。

→機構は連絡を受けた認定状況に基づき対象市場群の指定を見直し。

（除外される場合、野菜取扱市場等としての申請如何を確認。）

（３）野菜取扱市場等

機構は、野菜取扱市場等に対し現況を確認。→機構は確認した現況に基づき、対象市場群の指定を見直し。

５　卸売市場の認定の取消し等を確認した場合の情報提供

年度の途中に、対象市場群に係る卸売市場の認定の取消し、認定の失効又は業務の廃止の届出があった場合は、国は速やかに上記４と同様に機構に連絡。

（別添）卸売市場法の改正に伴う対象市場群の確認について（令和2年度）

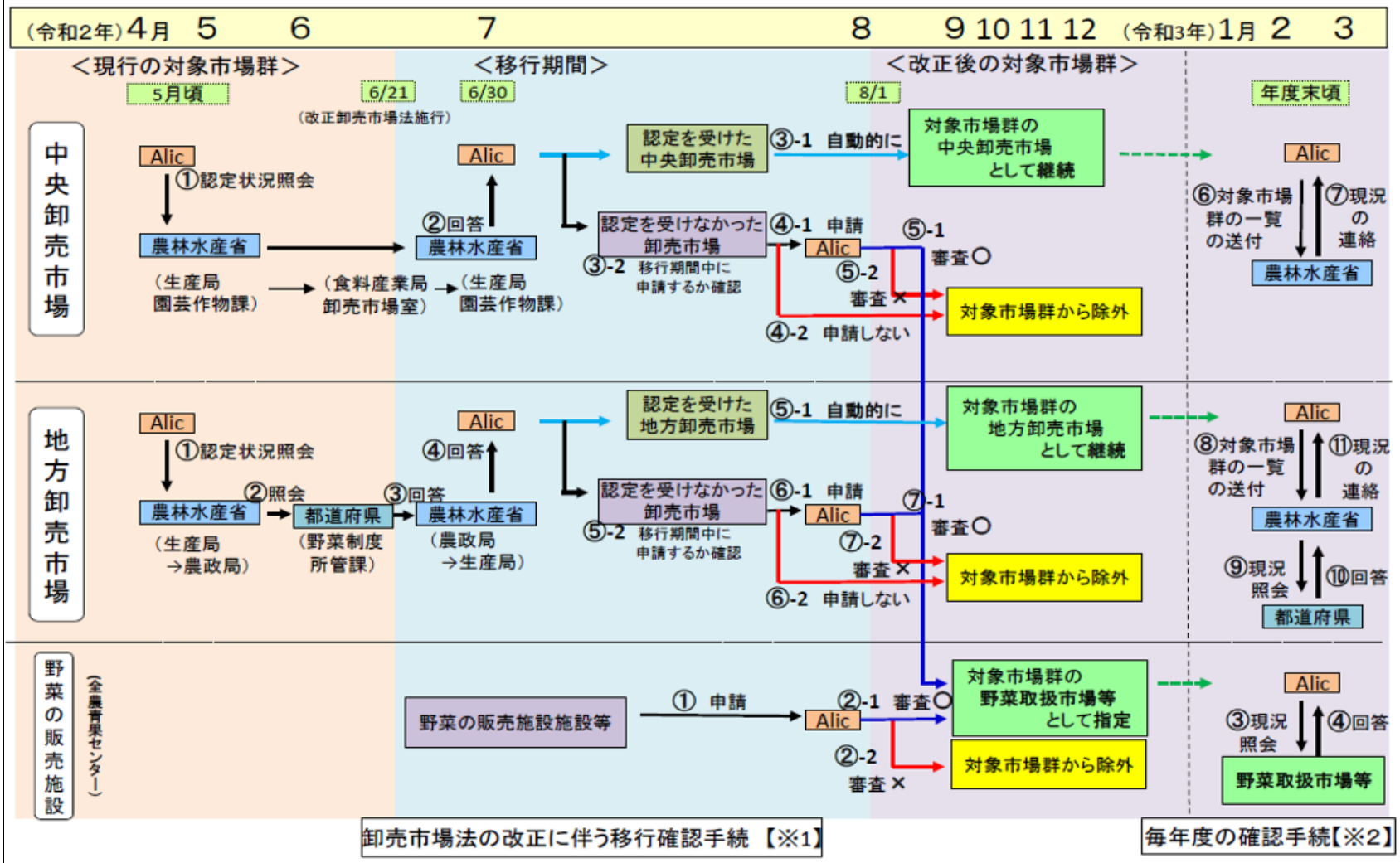

※1「指定野菜価格安定対策事業の推進について（平成15年9月29日付け15生産第4158号農林水産省生産局長通知）」の第2
※2「指定野菜価格安定対策事業及び契約指定野菜安定供給事業の実施について（平成14年8月2日付け14生産第3628号農林水産省生産局長通知）」の5の(3)

Ⅲ　特定野菜等供給産地育成価格差補給事業

１　卸売市場法の改正に伴う指定野菜事業の対象市場の見直しに準じて、現行の対象市場が６月 21 日以降も中央卸売市場又は地方卸売市場として認定される場合、野菜価格安定制度における新たな手続は不要です。

２　現行の対象市場で認定を受けない卸売市場等であっても、一定の条件を満たせば、野菜制度の対象市場群として取り扱うことが可能です。

３　農林水産大臣と協議して知事が別に定める、野菜の取扱量が大きく、この事業の対象とすることが適当と認められる市場に「中央卸売市場」を追加します。

Ⅵ　ベジ探のリニューアルと指定野菜産地の生育出荷情報の充実・強化

（１）ベジ探のリニューアル

・機構では、平成 14 年度から野菜総合情報データベース「ベジ探」をホームページに開設し、野菜の価格、生育出荷、消費、輸出入、産地気象情報など多種多様な情報を提供しています。

※　ベジ探の URL：http://vegetan.alic.go.jp

・近年の情勢変化や技術進展等を踏まえ、令和２年度にホームページの改修とコンテンツの充実によりベジ探のリニューアルを実施します（令和２年４月に第１弾、年内に第２弾を実施予定)。

・コンテンツの充実として、① 指定野菜の生育出荷情報の充実・強化、② 産地生育・出荷情報も活用し、指定野菜の価格、産地生育・出荷、輸出入、消費等の情報を一つにまとめた「品目別レポート」の発行を計画しています。

○ ベジ探のリニューアルのポイント

①野菜に関する最新かつ豊富な情報を提供します（価格、生育・出荷、消費、輸出入、産地気象情報、野菜マップ、統計、レシピ等)

②品目別の野菜レポート、産地作柄情報などコンテンツを充実します

③デザイン一新、ワンクリックでアクセスなど、見やすく使いやすくなります

（２）指定野菜の生産出荷情報の充実・強化

・指定野菜の生育出荷情報は、野菜の価格・需給動向を把握する上で欠かせない情報であり、産地、流通・販売、消費など幅広い関係者に活用いただいています。また、当機構が実施主体となっている野菜緊急需給調整事業の発動を検討する上でも重要な情報です。

・指定野菜の生育出荷等状況調査については、機構から都道府県野菜価格安定法人に委託して実施していますが（産地情報調査員設置事業又は委託事業)、現状では、調査対象のカバー率は、指定野菜 14 品目ごとの出荷量上位５道府県（70 地域）の 46％（32 地域)、上位 10 道府県（140 地域）の 34％（48 地域）にとどまっています。

・指定野菜の生育出荷情報が産地、流通・販売、消費など関係者の皆様にと

ってより役立つものとなるよう、都道府県野菜価格安定法人、生産出荷団体、都道府県等の協力を得て、以下のような運用の見直しも行いながら、指定野菜 14 品目の出荷量上位 10 道府県の産地をカバーすることを目標に、調査の充実・強化に取り組んでまいりますので、ご協力をよろしくお願いします。

① 調査の委託先である都道府県野菜価格安定法人等の事情に応じ、調査の一部を産地の登録出荷団体等に再委託できるようにします。また、機構が直接産地の生産・出荷団体等に調査を委託することも可能です。

② 委託先や調査品目の事情に応じ、調査回数を年４回未満とすることも可能です。

③ 調査結果の報告は、電子メールによる報告のみで可能です。

（参考）指定野菜の生産出荷等状況調査の実施地域（網掛け部分）

令和２年４月現在

		1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
重要・調整野菜	きゃべつ	群馬	愛知	千葉	茨城	神奈川	長野	鹿児島	北海道	熊本	岩手
	たまねぎ	北海道	佐賀	兵庫	愛知	長崎	栃木	静岡	愛媛	熊本	香川
	にんじん	北海道	千葉	徳島	青森	茨城	長崎	埼玉	鹿児島	熊本	愛知
	だいこん	北海道	千葉	青森	鹿児島	宮崎	神奈川	茨城	長崎	新潟	群馬
	レタス	長野	茨城	群馬	長崎	兵庫	静岡	福岡	熊本	北海道	香川
	はくさい	茨城	長野	北海道	群馬	栃木	埼玉	長崎	兵庫	鹿児島	大分
一般指定野菜	きゅうり	宮崎	群馬	埼玉	福島	千葉	茨城	高知	北海道	長野	栃木
	さといも	埼玉	千葉	宮崎	愛媛	栃木	鹿児島	新潟	熊本	神奈川	静岡
	トマト	熊本	北海道	茨城	愛知	千葉	栃木	福島	群馬	岐阜	福岡
	なす	高知	熊本	群馬	福岡	茨城	栃木	愛知	埼玉	京都	千葉
	ねぎ	千葉	埼玉	茨城	北海道	群馬	大分	長野	青森	秋田	鳥取
	ばれいしょ	北海道	長崎	鹿児島	茨城	千葉	長野	福島	青森	宮崎	静岡
	ピーマン	茨城	宮崎	高知	鹿児島	岩手	大分	北海道	熊本	青森	福島
	ほうれんそう	千葉	埼玉	群馬	茨城	宮崎	岐阜	神奈川	福岡	栃木	熊本

資料：農林水産省「平成 29 年産野菜生産出荷統計」

Ⅴ　契約指定野菜安定供給事業

１　新たな業務対象年間の設定

従前どおり、令和元年度から令和３年度までの３年間で設定している業務対象年間については、交付予約数量の適正化等に対応するため短縮し、新たに令和２年度から令和４年度までの３年間の業務対象年間が設定されます。

２　２月２０日・３月２０日を申込期限とする交付予約申込みの取扱い

２月２０日・３月２０日を期限とする交付予約申込みの取扱いについては、指定野菜事業と同様、令和２年４月１０日が申込期限となります。

Ⅵ　野菜緊急需給調整事業

近年、異常気象等の頻発により野菜の作柄変動が激しくなり、大幅に価格が低落又は高騰する時期が増加しているため、緊急需給調整事業を迅速かつ適切に実施し、円滑な出荷量の調整を通じた価格の安定化を図ることで、生産者の経営の安定化と消費者への安定供給を実現していく必要があります。

このため、今後の緊急需給調整事業の運用について、以下の見直しを行います。

１　緊急需給調整事業における発動水準の見直し

令和２年度より加工用販売及び市場隔離の発動水準が過去の平均価格の７０％以下から８０％以下に変更され、価格下落時対策の発動基準が過去の平均価格の８０％以下に統一されます。これに伴い、改正後の緊急需給調整費用交付金の単価の適用も見直されます。（適用する別表の変更。なお、単価自体の変更はありません。）

２　緊急需給調整事業の運用の見直し

・　出荷団体等が土壌還元を実施する場合においては、併せて、有効利用用途として、フードバンク活動団体等を通じた社会福祉等を目的とした施設等での使用への仕向けに努めるものとし、その内容については、緊急需給調整実施計画に記載されるものとします。

・　また、出荷団体等が、市場隔離の一手法として一時的な保管を追加するとともに、有効利用用途及び一時的な保管に係る交付額については、交付金の単価に数量を乗じて得た額から売上額を差し引き、経費を加えた額とします。

○　価格低落時の対策

ア　平均販売価額が過去の平均価格の 80%以下の場合に発動

（ア）出荷の後送り：（平均価格×0.3）×実施数量を補てん

（イ）加工用販売　　（(平均価格×0.4)×加工用販売数量－売上額））
＋経費を補てん

（ウ）市場隔離

a. 有効利用用途：（(平均価格×0.4）×有効利用用途向け出荷数量
－売上額))＋経費を補てん

b. 一時保管　　：（(平均価格×0.3）×その他の市場隔離数量
－売上額))＋経費を補てん

c. 土壌還元　　：（平均価格×0.4）×土壌還元等実施数量を補てん

d. 価格回復後の出荷　：（平均価格×0.3）×出荷停止後出荷した数量を補てん

○　価格高騰時の対策

イ　平均販売価額が過去の平均価格の 150%以上の場合に発動

出荷の前倒し：（平均価格×0.3）×実施数量を補てん

※　経費については、取組手法により作業に要する賃金、運搬のための段ボール等資材費、予冷経費、貯蔵保管に要する保管経費及び出荷に係る運搬費を算入できます。売上額を差し引いて得た額がマイナスの場合は０円とします。

Ⅶ　契約野菜収入確保モデル事業

令和２年度契約野菜収入確保モデル事業の改正点は、以下のとおりです。

１　出荷調整タイプの新設（収入補填タイプの廃止）

契約野菜収入確保モデル事業のうち、収入補填タイプは、近年利用者が減少傾向にあり、また補填対象が収入保険制度と重複するため、これに変えて、収入保険と同時利用可能な「出荷調整タイプ」の事業を新設します。

２　今後のスケジュール

第２回公募（対象出荷期間が令和２年１１月から３月までに開始するもの）は、令和２年７月２２日（水）～８月２６日（水）（予定）に実施する予定です。なお、第１回公募（対象出荷期間が令和２年４月から１０月までに開始するもの）は、終了しました。

（参考）契約野菜収入確保モデル事業の概要

１　野菜の契約取引の推進を図るため、生産者等が負うリスクを軽減するために、以下の３つのタイプの対策を実施。

①　出荷調整タイプ（新設）：契約数量確保のための余剰作付け分を価格低落時に出荷調整した場合に収入の一部を補てん

②　出荷促進タイプ：価格高騰時に、市場出荷ではなく、契約に沿って野菜を出荷した場合に市場価格との差額の一部を補てん

③　数量確保タイプ：中間事業者が、契約数量確保のために市場等から契約対象野菜を調達した場合に費用の一部を補てん

２　対象品目は、指定野菜の１４品目

３　作付面積等の制限はなく、指定産地内外を問わず対象

Ⅷ　端境期等対策産地育成事業（令和２年度新規事業）

１　端境期等対策産地育成強化推進事業

（１）事業内容

加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している国内野菜について、国内産が需要に応えきれていない時期（端境期）における品目や作型の作付拡大に向けた取組を推進します。

（２）対象品目

加工・業務用は１４品目、生食用は２品目です。時期により輸入量の大小が顕著な品目については、輸入の多い期間を「対象出荷期間」として設定しています。

① 加工・業務用：たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、セルリー、トマト、キャベツ（10～11 月、3～5 月出荷）、レタス（9～3 月出荷）、だいこん（4～6 月、10～

11 月出荷)、かぼちゃ（11～6 月出荷）

② 生食用：トマト（9～10 月出荷)、かぼちゃ（11～6 月出荷）

（３）事業期間

取組期間は３年間です。

（４）事業対象面積

加工・業務用は１０ha～５０ha、生食用は５ha～５０ha です。

（５）取組内容

① 生産・流通体系の構築・出荷期間の拡大：事業ほ場設定、一定期間の事前契約締結、新規作型導入、生産・流通コスト削減、トレサ活用、出荷量安定、

② 作柄安定技術の導入のための取組：土層改良・排水対策、病害虫防除・連作障害回避対策、地温安定・保水・風害対策、土壌改良資材施用等

（６）成果目標

・ 全体の出荷量のうち２０％以上を対象出荷期間に出荷すること。

・ 対象出荷期間の出荷量が現状に比べて１０％以上増加すること。

２ 端境期等対策産地育成強化支援事業

都道府県法人は、１の効率的かつ円滑な実施を図るために、交付申請書等の書類の経由等に係る必要な事務を行ってください。

３ その他

（１）令和２年度採択分の公募は終了しました。

（２）前身事業である加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業については、令和元年度に採択が終了しました。なお、同年度採択分の最終年度である令和５年度に事業は終了します。

【参考】

野菜価格安定・振興事業の内容については、当機構野菜のホームページ（https://www.alic.go.jp/vegetable/index.html）に掲載している「野菜価格安定・振興事業のご案内」をご参照ください。

〈連絡先〉
独立行政法人農畜産業振興機構
○ 指定野菜価格安定対策事業関係
・野菜業務部予約業務課
TEL:03-3583-9480
・野菜業務部交付業務課
TEL:03-3583-9476

○ 契約指定野菜安定供給事業、契約野菜収入確保モデル事業、契約特定野菜安定供給促進事業関係
・野菜振興部契約取引推進課
TEL:03-3583-9816

○ 緊急需給調整事業・端境期等対策産地育成事業関係
・野菜振興部助成業務課
TEL:03-3583-9795